

平成 29 年 11 月 13 日

株式会社日建ハウジング 御中  
代表取締役会長 眞保榮 薫 殿  
代表取締役社長 識名 安信 殿

白保リゾートホテル問題連絡協議会 会長 新里昌央  
〒907-0242 沖縄県石垣市白保 118  
shirahomamoru2017@gmail.com  
渉外担当 柳田裕行 090-3139-6088

### (仮称) 石垣島白保ホテルプロジェクトについての公開質問状

前略 私たちは、石垣島の白保に住む住民です。現在、白保地域では、御社ホームページでも紹介されている通り、御社子会社によって下記の概要でリゾートホテル建設が計画されているところ、私たち計画地周辺住民は、この計画を非常に問題視し、同時に事業者の対応の不誠実さに強い憤りを感じております。つきましては、本開発計画を（仮称）石垣島白保ホテルとしてリゾート事業の一つとして明示されている御社に、当該計画に関する以下の問題点についてのお考えを教えてくださいたく、突然で恐縮ですが、お問い合わせさせていただくことにしました。

また、問題が八重山地域全体に係ることであり、地元新聞でも取り上げられている通り、市内でも非常に関心の高い事案であることから、公開の質問状とさせていただきますことをご理解ください。

住民説明会での質問に回答ができないという不十分な対応とその後の再質問に対しても一部誠意のない回答があり、計画地域住民の不安や不信感が高まっている状況を察していただきまして、以下の質問について期限までに回答していただきますようお願い申し上げます。 草々

#### 記

1. 事業名称 (仮称) 石垣島白保ホテルプロジェクト
2. 事業主体 株式会社石垣島白保ホテル&リゾート
3. 計画地 沖縄県石垣市宇白保兼久原 2080-3 他 4 筆

以上

## <問題点と質問>

1. 白保公民館における地元住民説明会では、公民館が、事前に設計を担当した UDS 株式会社の出席を要望しましたが、結局欠席し、そのため事業者は住民からの重要ないくつかの質問に答えられなかった。

150名近い公民館会員が参加した平成29年7月6日の住民説明会では、本開発計画の設計を担当したUDS社に出席していただけたと思っていましたが、公民館執行部が念のため事業者に事前にUDS社の出席を要請したところ、「設計の担当だから」という理解できない理由によってUDS社は欠席。住民説明会では、懸念された通り、設計に係るいくつかの質問に事業者側は答えることができず、その点で全く説明会の意味をなしませんでした。当然、忙しい時間を割いて集まった住民には反感が募りました。ご存知のようにUDS社は、小田急グループの「長期ビジョン2020」において収益拡大の柱であるリゾート事業をになうべく子会社化された企業で、沖縄UDS社は、沖縄におけるリゾート事業で御社のパートナーとなっていることは、ニュースリリースでも公になっています。ですから、平成28年8月23日、白保公民館執行部に対しての意見交換会に出席し、計画説明をしています(資料1)。にもかかわらず、これだけの規模の開発行為計画では当然重要である住民説明会を欠席したことから、事業者側の一員として対応が一貫していないことも不信感を増大させています。このような対応について、事業者の親会社である御社はどのようにお考えでしょうか？

2. 石垣市自然環境保全条例における事前協議において、事業者から虚偽の申請が行われ、住民からの詳細な指摘(再質問)に対して回答を拒否。

事業者は、石垣市に対して開発基本計画審査申請を行う際、汚水排水計画に関して虚偽の内容で申請を行いました(資料2)。御社はその親会社であり、社長も両社を兼任し、ましてや住民説明会に出席されていたので、その事実は当然承知していらっしゃると思います。御社が欠席した住民説明会で住民からその点について指摘を受けてから、石垣市に対して開発基本計画審査申請書の訂正が行われたようですが、事実に基づかない申請を行ったのですから訂正は当然といえます。

しかし、虚偽の記載のもととなった八重山保健所との面談内容については、保健所に聞き取りをした結果、申請書の記載の理由となるような事実は確認できませんでした。また、住民説明会のあと保留されていた回答が文書で公民館に提出されましたが、この件に関しては説明になっていなかったことと、ずさんなことに他にも未回答の質問が残されていたため、私たちは詳細に再度質問をせざるを得ませんでした。しかし、それに対してだされた再回答は、私たちの不信感をさらに増大させるものでした。なぜなら、再質問をしたにもかかわらず、この件に関しては、回答拒否といえるような返答がされていたからです(資料3, 4, 5 各赤線箇所)。地域住民に理解と協力を求めながら、この一連の対応を行うことは非常に不誠実だと私たちは考えますが、社会的責任を負うべき事業者側の一員として、また本開発計画にかかわる御社としては、どのようにお考えでしょうか。

3. 下水道が整備されていない地域で、周辺海域及び世界的財産であるアオサンゴ群集に悪影響を及ぼしかねない汚水排水計画。

本開発計画地は、西表石垣国立公園の海域公園地区に近接し、この地区内には、世界最大級のアオサンゴ群集が存在します。このアオサンゴは、2008年、国際自然保護連合(IUCN)とコンサベーション・インターナショナル(CI)の合同調査による「世界海洋生物種アセスメント」において、IUCNレッドデータブック(RDB)「絶滅危惧II類(VU)」に値すると評価されており、世界的に絶滅が危ぶま

れているサンゴです。

本開発計画は、下水道が整備されていない地域で、サンゴに影響が及ぶとされる基準をはるかに上回る排水をサンゴ礁海域に通じる地下に浸透させるとしています。専門家も懸念している通り(資料6)、公園内のサンゴ群集に影響が及ぶことは必死であると考えます。

具体的に言うと、環境省は自然環境保全のための水質基準として、海域では全窒素 0.2mg/l以下、全リン 0.02mg/l以下と設定していますが、環境省が依頼した近年の調査、独立行政法人 国際協力機構が発行した全世界「サンゴ礁の環境配慮ハンドブック」作成調査ファイナルレポートでは、サンゴ礁の生育が良好な海域における水質は、最大値でも全窒素で 0.06mg/l、全リンで 0.007mg/lとなつているところ、当計画の浄化槽の処理能力は、全窒素 10mg/l、全リン 0.5mg/lとなっています。しかも、計画説明資料には「地下水及び海域への影響に不確実性が伴う」と悪影響を懸念した記載がされています。現在のところ、環境省の環境基準は行政に達成を求める基準で、沖縄県の自然環境保全に関する指針では、当該海域は「自然環境の厳正な保護を図る区域」と定められているものの、開発行為に対して県の法整備が追いついていない状況です。明確に国の環境基準が公示されているにもかかわらず、それに対する指摘は無視して、開発許可の関連法のみを遵守するだけで開発行為を進めることについて、地域住民としては、将来への自然環境保全に大きな懸念を抱いています。この開発行為の進め方について、御社の考えをお聞かせください。その点、御社は貴重なサンゴ群集に対しての悪影響を承知のうえで、本開発計画を進めていらっしゃると思えざるを得ませんが、まちがないでしょうか。

以上

### <回答期限>

上記1～3の質問への回答は、11月23日までに文書で提出をお願いします。